

# ごぞんじですか 法廷通訳

—あなたも法廷通訳を—



裁判所



# 目次

外国人刑事事件における通訳人……………	1
〔グラフ〕 刑事事件で使用された外国語（平成29年）……………	4
通訳人候補者となるには……………	5
研修について……………	5
法廷通訳Q & A……………	7
刑事裁判の流れ……………	9
裁判員裁判Q & A……………	11



## 外国人刑事事件における通訳人

裁判所では、外国人が被告人となる刑事事件（外国人刑事事件）の法廷における発言を通訳するための有能な通訳人を求めています。そのあたりの事情を、会社員のAさんと裁判所職員のBさんの会話から見てみましょう。

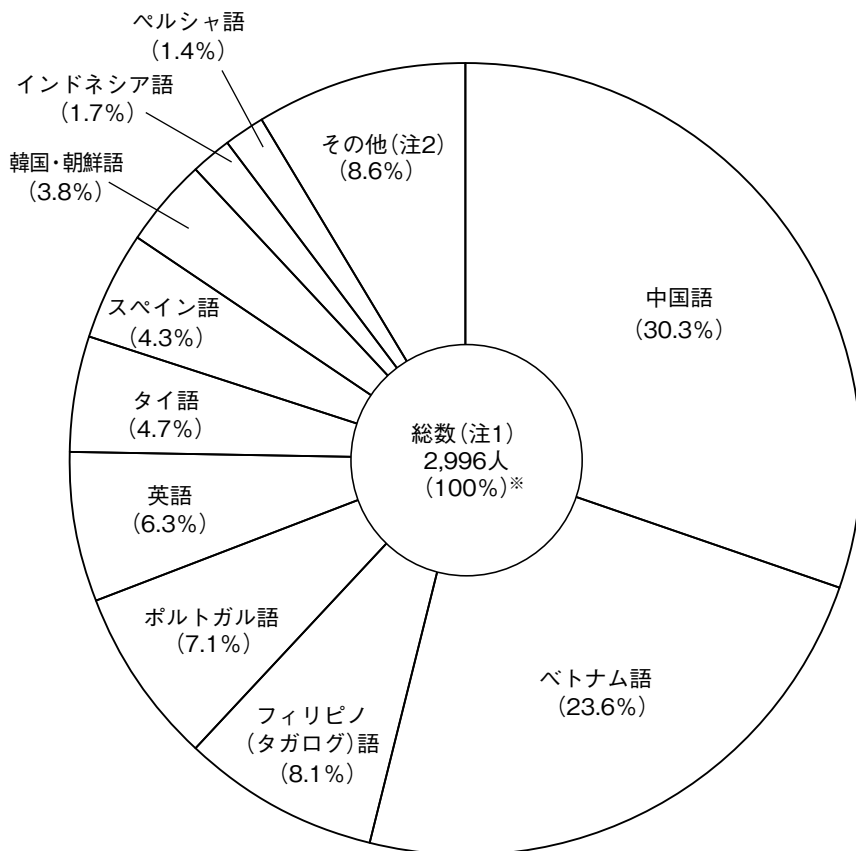
- A 私の会社では、最近、海外支店を増やしたり、外国人研修生を受け入れたりして、国際化がますます進んでいます。Bさんの勤めている裁判所でも、外国人刑事事件がたくさんあるようですね。
- B はい。国際交流の活発化や外国人労働者の増加も背景となり、日本語の分からない外国人が被告人となる事件は少なくありません。平成29年に全国の地方裁判所や簡易裁判所で判決を受けた被告人54,664人のうち、通訳人が付いた外国人被告人は2,996人で、おおよそ18人に1人の割合となっており、国籍数は75か国にのぼっています。
- A そうすると、裁判で使われる外国語もいろいろあるのでしょうか。
- B 平成29年に全国の地方裁判所や簡易裁判所の法廷で使用された外国語の種類は、35言語にも及んでいますし、日本ではなじみがなく、その言葉を理解する人が少ない言語（少数言語）の事件も少なくありません（4ページのグラフ参照）。
- A そのような少数言語を使う事件では、通訳人を見つけることが大変でしょうね。
- B 法廷における通訳人は、日本語で行われる裁判手続を外国語に通訳するとともに、被告人の発言を日本語に通訳するわけですから、被告人の権利を保障し、適正な裁判を実現する上で非常に重要な役割を

担っています。そこで、少数言語を含めどのような言語の事件でも、能力のある通訳人を付ける必要があります、裁判所でもその確保に努めています。

- A** 実際には、裁判所はどのようにして通訳人を探しているのですか。
- B** 裁判所では、全国の通訳人候補者の情報をとりまとめた通訳人候補者名簿を利用するなどして通訳人を探しています。この名簿は、随時更新されるのですが、平成30年4月1日現在、全国で62言語、3,788人が登録されています。通訳人候補者の中には大学の先生や海外赴任経験のある会社員、一般家庭の主婦などがいます。さらに、この名簿に登録された通訳人候補者の都合がつかなくなったり、適当な通訳人が見つからなかったりした場合には、大使館、大学、各種の国際交流団体等に紹介を依頼するなどして、有能な通訳人を確保するようにしています。
- A** 法廷における通訳（法廷通訳）となると、法律や裁判手続の知識もかなり必要となるのでしょうか。なんだか難しそうだから、通訳人のなり手も少ないのではないのでしょうか。
- B** 裁判を適正に行うためには、その前提として正確な通訳がされなければならない、そのためには通訳人にも裁判手続や法律用語をきちんと理解していただく必要があります。でも、語学に堪能な人も最初から法律知識を持っているわけではありません。そこで、裁判所では、初めて法廷通訳をするという人には、裁判官や裁判所書記官が裁判手続や基本的な法律用語あるいは通訳人としての心構えを説明したり、実際の裁判を傍聴してもらったりしているのです。また、裁判手続の概要や法律用語の対訳等を盛り込んだ通訳人のためのマニュアルである「法廷通訳ハンドブック」という本を紹介したり、裁判手続の流れを外国語で説明したDVDなどを活用したりしています。
- A** 法律や裁判のことをよく知らないからという理由だけで、法廷通訳を引き受けることをためらうことはないのですね。

- B** そのとおりです。それに、裁判が始まってからも、裁判官や裁判所書記官が通訳人と随時打合せを行ったり、法廷で読み上げる書面をあらかじめ検察官や弁護人から通訳人に渡してもらうようにしているほか、証人尋問や被告人質問では、通訳しやすいように簡潔で易しい言葉で尋問するように工夫してもらうなど、できるだけ通訳人に負担をかけないようにしています。
- A** なるほど、裁判所もいろいろな工夫をしているんですね。ところで、平成21年5月から裁判員制度が始まっていますが、外国人事件でも裁判員裁判が行われているんですね。
- B** そうです。裁判員裁判は、殺人など一定の重大な犯罪が対象になっていますが、平成29年に行われた裁判員裁判においては、判決が言い渡された被告人966人のうち、89人に対して、通訳人が付きました。裁判員裁判では、ほとんどの事件で審理が連日して行われますが、その際には、通訳人の要望や負担にも配慮して審理が進められることになると思います。
- A** 外国人が裁判を受けるに当たって、何らかの配慮はなされているのでしょうか。
- B** はい。外国人の被告人の中には、日本の裁判制度を知らないことから不安を感じる人も多いようです。このような不安を取り除くために、裁判所は、被告人に先ほどの裁判手続の流れを外国語で説明したDVDを見せたり、裁判手続の概要等を外国語で説明した文書等を送ったりしています。また、法廷において、被告人と裁判官、検察官、弁護人との間で円滑な意思疎通を図るための橋渡し役を担っている通訳人の存在も重要です。外国語ができる人には、このような通訳人の役割を理解してもらい、積極的に通訳人として協力していただければと思っています。
- A** 裁判所の熱心な姿勢がよく分かりました。私の会社関係にも外国語が得意な人が結構いますから、法廷通訳をやってみないか聞いてみましょう。
- B** ぜひお願いします。

## 刑事事件で使用された外国語（平成29年）



(注1) 判決を受けた被告人のうち、通訳人が付いた外国人被告人の総数  
(1ページ参照)

(注2) その他の言語

アラビア語、ウルドゥー語、シンハラ語、トルコ語、ネパール語、フランス語、ベンガル語、ミャンマー語、モンゴル語、ロシア語など

※ 各言語の%は少数第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならないことがある。

## 通訳人候補者となるには

法廷における通訳人は、通訳が必要な事件ごとに通訳人候補者名簿を利用するなどして選任されます。通訳人は、日本語が理解できない被告人や証人等と、裁判官、検察官、弁護人との間の橋渡し役ですから被告人の権利を保障し、適正な裁判を実現する上で重要な役割を果たしています。

前ページのグラフでも分かるように、法廷では様々な言語が使用されています。また、我が国で理解する人が少ない言語（少数言語）の通訳事件も少なくありません。そこで、裁判所では、特に少数言語について意欲と通訳能力のある方に通訳人として活躍していただきたいと考えております。

十分な通訳能力のある方で法廷通訳をしてみようという意欲のある方は、お近くの地方裁判所にご連絡ください。法廷傍聴などをした後に、必要な書類を提出し、面接を受けていただきます。面接の結果、通訳人としての適性を備えていると認められた方に対しては、導入説明として、刑事手続の流れや法律用語、通訳を行うにあたっての一般的注意事項などについて説明が行われます。これらの手続を経て通訳人候補者名簿に登録されます。

## 研修について

裁判所では、法廷通訳の経験等に応じて、各種の研修を行っています（次ページ参照）。

これらの研修では、対象となる方の経験に応じて、法廷通訳の経験が豊富な講師からアドバイスをもらったり、模擬通訳実習などを行ったりして、法廷通訳の実践的な知識や技能を習得していただくようにしています。



## 通訳人候補者となるには

お近くの地方裁判所に連絡



(法 廷 傍 聴)



面 接



導 入 説 明



通訳人候補者名簿に登録 注

## 研修について

### 法廷通訳基礎研修

[対象者] 法廷通訳の経験が全くない方  
法廷通訳の経験が少ない方  
※導入説明に引き続き行う場合（導入研修）もある。

### 法廷通訳セミナー

[対象者] 事件をある程度担当したことがある通訳人候補者

### 法廷通訳フォローアップセミナー

[対象者] 法廷通訳の経験を積んでいる通訳人候補者

注 通訳人候補者名簿は、刑事裁判の通訳・翻訳の依頼、研修の講師・受講者の選定の際に利用するほか、刑事事件以外の裁判所に係属する事件で通訳・翻訳の依頼をする際にも利用する場合があります。



## 法廷通訳Q & A

法廷での通訳を引き受けるにあたっては、いろいろな疑問があることでしょう。そこで、ベテランの通訳人候補者と裁判官にいくつかの質問に答えてもらうことにしました。

**Q** 法廷でのやりとりを見ていると、かなり長い問答がなされることがありますが、とても記憶できそうにありません。こういった場合、通訳人としてはどのようにしたらよいのでしょうか。

**A** (ベテランの通訳人候補者)

裁判所では、通訳を要する事件については、できる限り短くて分かりやすい質問をするように配慮してくれます。それでも、場合によっては、長い問答がなされることがありますが、そのときは、自分で区切りのよいところで裁判官に合図をして、問いや答えを切ってもらいとよいでしょう。合図の方法等については、あらかじめ、裁判所と打ち合わせておくともよいでしょう。また、法廷でのやりとりについては、記憶だけに頼るのではなく、必ずメモを取っておくことが重要です。メモを取る際は、自分の理解できる記号や略語を用いたり、図式化するなどの工夫をするとよいでしょう。

**Q** 被告人が質問の意味を間違っ理解して全く違う答えをしてしまったとき、あるいは答えが質問にかみ合っていないとき、通訳人はどのようにしたらよいのでしょうか。

**A** (ベテランの通訳人候補者)

通訳人は発言を正確にそのまま通訳するのが役割ですから、そのまま通訳すべきです。質問をした裁判官や検察官、弁護人は別の言葉で被告人に質問し直すことになると思います。

Q 被告人に名前を知られたくないのですが、自分の名前を知られてしまうことはあるのですか。

A (ベテランの通訳人候補者)

裁判所では、通訳人の名前・住所等の個人情報について被告人に知られないように配慮してくれています。例えば、法廷では、通訳を始める際に、裁判官から名前・住所等を聞かれますが、通常、これらの事項はあらかじめカードに記載しますので、裁判官は「氏名・住所等はカードに記載したとおりですか。」という形式で、質問をしてくれますし、そうでない場合でも、名前・住所等については「カード記載のとおりです。」と答えればよいという扱いが一般的となっています。また、通訳人は、誠実に通訳することを宣誓しますが、そのときも、自分の名前は言わなくて大丈夫です。さらに、通訳人は、弁護士とともに被告人と接見することもあります。その際は、弁護士に通訳人の名前を言わないでほしいと言っておけば、名前を言わないようにしてもらえます。

したがって、あまりその点を心配する必要はありません。

Q 法廷通訳を行った場合、通訳料はいただけるのでしょうか。

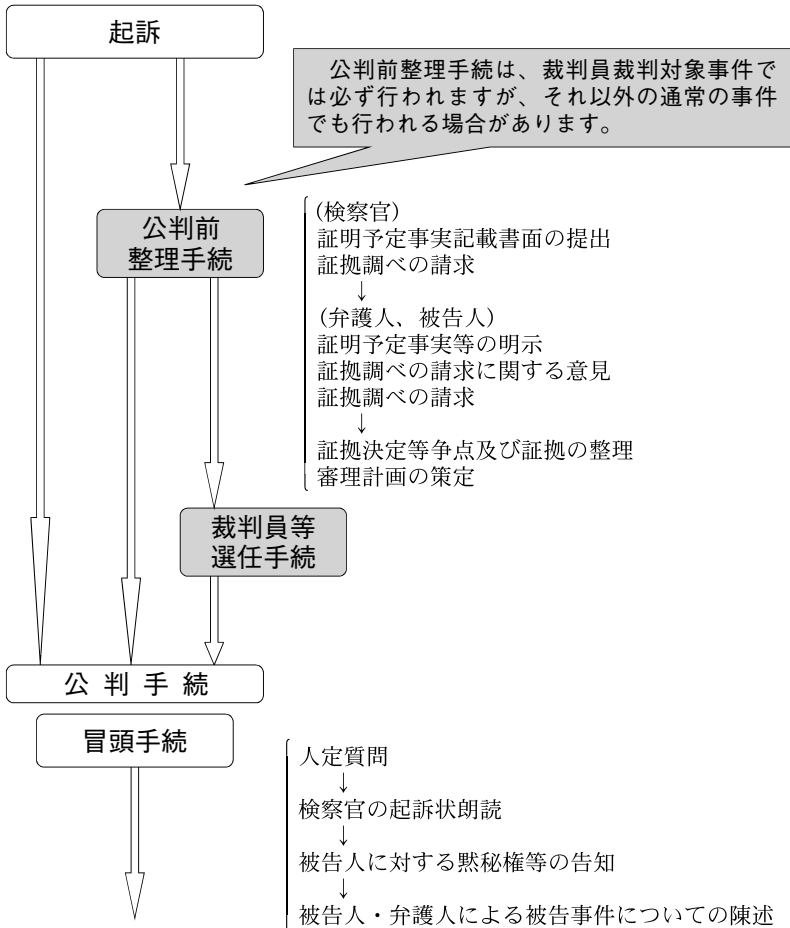
A (裁判官)

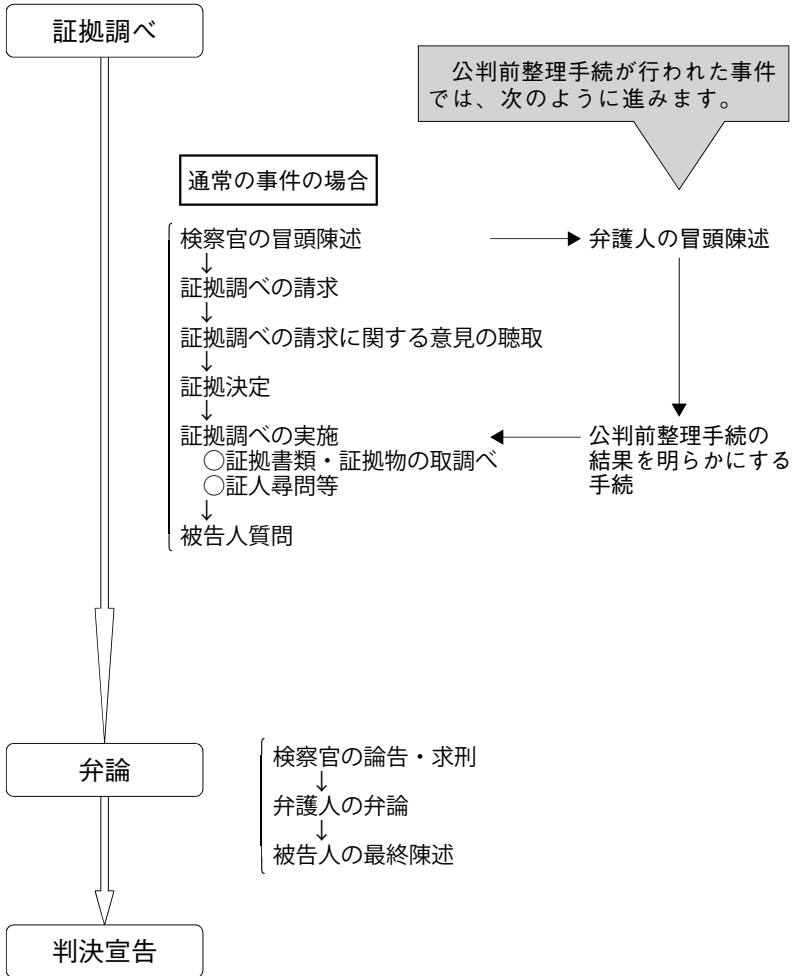
法廷通訳をしていただいた場合は、通訳の難しさ、事件の内容等に応じて、裁判官が定める相当額の通訳料をお支払いします。そのほか、交通費等も支給されます。



## 刑事裁判の流れ

刑事裁判は、基本的に次のように進んでいきます。これを参考に実際の裁判を傍聴してみてください（ただし、公判前整理手続、裁判員等選任手続は公開されません）。





※ 刑事裁判以外の事件の流れについては、パンフレット「裁判所ナビ」  
 (裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) に掲載) を御覧ください。

## 裁判員裁判Q & A

Q 裁判員裁判は、それ以外の裁判と何が違うのですか。

A 基本的には同じですが、法廷での審理の前に、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を立てるための手続（公判前整理手続）が必ず行われる点が異なります。公判前整理手続の中で、あらかじめ訴訟の準備を行うことができるので、連日して公判を開廷することが可能になり、実際に多くの裁判員裁判は数日で終わっています。

また、裁判員に分かりやすい裁判を行うため、証拠は厳選され、証人尋問も争点に即した簡潔なものになっているほか、プレゼンテーション機器を利用して、法廷内のディスプレイに当事者の主張や図面などを映し出すこともあります。

Q 非公開の手続（公判前整理手続、裁判員等選任手続）には、通訳人も立ち会うのですか。

A 被告人がこれらの期日に必ず出頭するわけではありませんが、通訳を要する被告人が出頭する場合には、通訳人も立ち会います。

Q 連日して期日が開かれることになると、通訳人の負担が重くなるのではないかと不安です。

A まず、公判前整理手続で、通訳人の負担にも配慮した審理計画が立てられます。また、審理の際にも、通訳人の要望や負担に配慮して手続が進められます。事件を担当する際に、分からないことがあれば、裁判所に相談してください。

# 御 案 内

法廷通訳のための参考資料として、以下の本などが法曹会（☎03-3581-2146）から出版されています（在庫がない場合もありますので、購入を希望される方は、法曹会にお問い合わせください。）。

## ◎法廷通訳ハンドブック実践編

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| 【英語（改訂版）】           | 【韓国・朝鮮語（改訂版）】  |
| 【ペルシャ語（改訂版）】        | 【スペイン語（改訂版）】   |
| 【中国語（改訂版）】          | 【ベトナム語（改訂版）】   |
| 【フィリピン(タガログ)語(改訂版)】 | 【ポルトガル語（改訂版）】  |
| 【ウルドゥー語（改訂版）】       | 【シンハラ語（改訂版）】   |
| 【ベンガル語（改訂版）】        | 【トルコ語（改訂版）】    |
| 【ミャンマー語（改訂版）】       | 【インドネシア語（改訂版）】 |
| 【ヒンディー語（改訂版）】       | 【モンゴル語（改訂版）】   |
| 【タイ語（改訂版）】          | 【ロシア語】         |

## ◎法廷通訳ハンドブック

- |         |         |
|---------|---------|
| 【フランス語】 | 【イタリア語】 |
| 【ドイツ語】  |         |

※ 少年事件については、少年審判通訳ハンドブック（裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）に掲載）を御覧ください。

〔編集〕 最高裁判所事務総局刑事局

## 法廷通訳に関する問合せ先

法廷通訳を希望される方は、お近くの地方裁判所刑事訟廷事務室にお問い合わせください。

### 主な地方裁判所（刑事訟廷事務室）

東京地方裁判所	TEL 03-3581-3302
大阪地方裁判所	TEL 06-6316-2908
名古屋地方裁判所	TEL 052-203-8907
広島地方裁判所	TEL 082-512-3182
福岡地方裁判所	TEL 092-981-9663
仙台地方裁判所	TEL 022-745-6072
札幌地方裁判所	TEL 011-290-2374
高松地方裁判所	TEL 087-851-1507

他の地方裁判所については、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.courts.go.jp/>